



平成30年7月豪雨に係る被災者生活再建支援金（加算支援金） 申請期間の延長について

平成30年7月豪雨災害により住宅が全壊するなど、生活の基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に、建設・購入等、再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金（加算支援金）について、現状の申請期間では、申請が困難な世帯が生じることが見込まれるため、1年間延長されることとなりましたので、お知らせします。

【申請期限の変更】

現在	変更後
令和3年8月4日まで (災害があった日から <u>37</u> か月)	令和4年8月4日まで (災害があった日から <u>49</u> か月)

※なお、基礎支援金の申請期限（令和3年8月4日）は変更ありません。

参考：制度概要

《基礎支援金の対象》

- ①住宅が全壊の被害を受けた世帯
- ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体した世帯
→ 半壊の場合は、解体が申請の条件となります。
- ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

《加算支援金》

基礎支援金を受けた人に、再建方法（建設・購入、補修、賃貸）に応じて支給

《支援金の額（世帯人数が複数の場合）》

区分	①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸	50万円	150万円
大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸	50万円	100万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の給付額の3/4の額